

# 低圧蓄熱調整契約

(選択約款)

平成29年10月1日実施

# 低圧蓄熱調整契約

## 目 次

I	本 則	1
1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適用範囲	1
4	季節区分および時間帯区分	2
5	料 金	2
6	夜間使用電力量の計量	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	そ の 他	6
II	実 施 細 目	7
附	則	8

# I 本 則

## 1 目 的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を行ない、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の変更

(1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、次のとおりお知らせするものとし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 軽微な変更の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要をお知らせいたします。

ロ イ以外の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

(3) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

## 3 適用範囲

特定小売供給約款（平成 29 年 9 月 13 日届出。以下「供給約款」といいます）

す。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。)の低圧電力または選択約款の低圧高稼動契約もしくは低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の動力の蓄熱式運転(以下「蓄熱運転」といいます。)によって、4(季節区分および時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約(平成28年4月1日実施。以下「旧選択約款」といいます。)の適用を受けている場合に適用いたします。

#### 4 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

#### 5 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高稼動契約もしくは低圧季節別時間帯別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額(以下「蓄熱割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧電力の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)イの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金および(4)イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金および(4)イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 低圧高稼働契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧高稼働契約の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)ロの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧高稼働契約の夏季料金および(4)ロの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧高稼働契約のその他季料金および(4)ロのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ハ 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{電力量料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)ハの蓄熱割引率}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱

運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

### (3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼動状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

### (4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

#### イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.346
そ の 他 季 蓄 熱 割 引 率	0.280

#### ロ 低圧高稼動契約として電気の供給を受ける場合

夏 季 蓄 熱 割 引 率	0.445
そ の 他 季 蓄 熱 割 引 率	0.389

#### ハ 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.087
-----------	-------

### (5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

## 6 夜間使用電力量の計量

- (1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

- (2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。

- (3) 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。
- (4) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めた電力量といたします。

## 7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、あらかじめお客さまに新たな契約期間についてお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。また、契約更新後、新たな契約期間等についてお知らせいたします。

- (2) 当社は、需給契約が成立した場合および需給契約の更新を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲載する方法等によりお知らせいたします。

## 8 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼動方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) その他の事項については、供給約款または選択約款の低圧高稼動契約もしくは低圧季節別時間帯別電力に定めるところによるものといたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔選択約款の変更ならびに需給契約の成立および契約期間〕）によるものといたします。



## II 実施細目 (選択約款の変更ならびに需給契約の成立および契約期間)

本則2 (選択約款の変更) (3)および本則7 (需給契約の成立および契約期間) (2)における「個別に通知する方法」とは、個別配付、郵送または電子メールの送信等による方法をいいます。

## 附 則（実施期日）

この選択約款は、平成29年10月1日から実施いたします。